

## 第9回 組織・制度ワーキング・グループ 議事要旨

1 日時 令和6年11月5日（火）14：00～16：30

2 場所 8号館8階特別中会議室

3 出席者

（構成員）五十嵐主査、佐々木委員、瀧澤委員、永里委員、  
原田委員、藤川委員、宝野委員

（内閣府）笹川大臣官房総合政策推進室室長、  
矢作大臣官房総合政策推進室副室長、  
泉大臣官房総合政策推進室参事官

（日本学術会議）日比谷副会長、神田第二部長、大久保第一部副部長、  
只野会員、相川事務局長

4 議事要旨

○五十嵐主査 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、第9回「組織・制度ワーキング・グループ」を開会します。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日本学術会議の先生方におかれましても、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出欠状況について報告します。対面で御出席の委員は、永里委員、原田委員、藤川委員、宝野委員、オンラインで御出席の委員は、佐々木委員と瀧澤委員です。小幡委員は御欠席です。

オンラインで御参加の委員の皆様は、発言の際はWebexの挙手機能を使って挙手をお願いします。

また、日本学術会議からは、日比谷副会長をはじめとする先生方及び質疑対応として相川事務局長に御出席いただいております。よろしくをお願いします。

それでは、議題に入ります。まずは、議題1といたしまして、法人形態等について議論いただきますが、学術会議から資料が出てきていますので、まずは学術会議より御説明いただきます。よろしくをお願いします。

○日比谷副会長 ありがとうございます。

お手元に資料1として配られておりますけれども、「より良い役割発揮のためのナショナル・アカデミーの設計コンセプトについて」という文書を日本学術会議幹事会名で本日提出しております。この文書に沿って少し御説明をいたします。

既に御存じのとおり、7月29日に開催された有識者懇談会に、会長名で法人化をめぐる議論に対する懸念を5項目にまとめてお示ししました。しかしながら、残念なことに依然として議論がかみ合っていないのではないかと私どもは思っております。この文書はそれがなぜかという疑問から出発しております、1段落目の下に2つの点を挙げています。

政府の案と学術会議が現在検討中のものとは、設計のコンセプトが異なるのではないかと。政府の案は、学術会議には一般の行政組織もしくは独立行政法人並みのガバナンスが必要という前提に立って、その上でナショナル・アカデミーの特殊性に一定の配慮をしようという発想で構想されているものだと私どもは受け止めています。それに対して学術会議としては、学術はより自由な発想に立つものでなければならず、ナショナル・アカデミーの設計には独立行政法人などとは全く別なコンセプトが必要だと考えております。

3段落目になりますけれども、ナショナル・アカデミーの役割から出発して組織のコンセプトを語るという考え方に立つならば、その最も核となる役割は普遍的・俯瞰的な科学的助言の発出です。そのためには、政治的中立性を損なうことのないような組織構成が必要です。本日の文書、下の注のところに改めて何回も申し上げている5要件を列挙しておりますが、これも初めに5要件ありきではなくて、普遍的・俯瞰的な科学的助言を政治的中立性を損なうことなく実現するためのものがございます。監事や外部評価委員を大臣任命することは、このようなナショナル・アカデミーのコンセプトには合わないのではないかと。文書の中では、この3段落目、真ん中辺ですが、「中立性を損なうおそれ」と書いております。本当に中立性が損なわれるかどうか、これも大事なことですが、それに加えて、第三者から見て公正らしさがあるかも重要であると考えております。特に海外のナショナル・アカデミーにはこのような制度を設けているところはなく、これらを設けること自体、実際に中立性が損なわれるか否かにかかわらず日本のナショナル・アカデミーとしての学術会議が出す科学的助言の中立性に疑念を持たれかねないリスク、これも避けなければならないと考えております。

学術会議は後ろ向きで組織防衛ばかりしていると言われることがございますが、私どもはより建設的な議論を行いたいと思っております、そのための3つのポイントをこの後2ページの最初のところまで挙げております。

1つ目はネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンスです。この文書では、学術会議の自己評価、外部評価について、パブリックコメントなどを行うと述べております。学術はネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンスを必要とし、大臣任命の監事、評価委員によるトップダウンガバナンスとは相入れないのではないか。しかし、ガバナンスがない組織はもちろんあり得ませんので、どのようにそれを確保するかというと、政府が任命する監事、評価委員による監視や評価によってではなく、開かれた形でより幅広く多様な人々とのコミュニケーションと、またこれらの方々の参加を促進することによって、透明性や説明責任を自律的に果たしていきたい、それを目指したいと考えております。

2つ目は国際性で、先ほども少し海外のアカデミーから見てどう見えるかということをお願いしましたが、国内の限られた人のみでガバナンスを確保するのではなく、ナショナル・アカデミーに共通するガバナンス上の課題については、この秋に発足しました国際アドバイザリーボードを活用するなど、国際的に対応していくことが望ましいと考えております。

3つ目はどのように民主的な正統性を確保するかについて、政府案では大臣任命の監事、評価委員によりコントロールしていくことが唯一の方法と考えているようにございますけれども、時の政府の意向に左右されないような独立性を確保するためには、そのことを法律に定める必要があります。学術会議は実際にそれが損なわれるようなことを経験してきました。国会がナショナル・アカデミーを独立したものとして設立すること自体が民主的正統性そのものですので、独立した組織ということを保証するために、日本では法律によりナショナル・アカデミーというものを認めているのだと考えております。

7月29日の会長名の文書は、御参考として最後のところにつけております。

御説明は以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

今日はこの別添の提出資料はよろしいですか。

○日比谷副会長 別添の資料の緑色のエクセル表は前回の組織・制度ワーキング・グループで資料10として出したもので、改めておつけしておりますので、後の議論のときに言及するところがあればこれを使いますので、今は結構でございます。

○五十嵐主査 分かりました。ありがとうございます。

それでは、法人形態等について、事務局より説明いただきます。よろしく願いします。

○笹川室長 ありがとうございます。

今の資料1、学術会議において議論された結果ということだと思います。いろいろ御尽力いただき、ありがとうございます。

まず、資料2の説明から参ります。この紙は前回も既にお出ししているものなので、細かい説明は省略いたします。

左側、縦の特別な法人、これは今までの議論、それから我が国の法人制度に関する法制などを考えると、大体こんな方向性かということで整理しているものでございます。それから、今飛ばしました学術会議の資料1の別添の中に、懇談会において検討中のこの案は独立行政法人制度がベースかという記述がたしかあって、ここは前回も少しだけやり取りがあったのですけれども、我々としてはそもそも当初から独法とは違うものにするのだというコンセプトで議論してきていますし、国が示す目的の達成を担保するような仕組みである法人の長の任命、中期計画認可などは入れていないことを改めて申し上げておきたいと思えます。

その上で次、右側から2番目の公益法人+ $\beta$ という部分、これは指定法人や私立大学のイメージで設計するところなるかというもので、海外アカデミーは国による違いがもちろん大きいわけですが、国費による支援とガバナンスという点で整理すれば、この形におおむね近いと言ってよろしいかと思っています。学術会議の今の法人化検討案は、事務局から見ると基本的にはこの公益法人+ $\beta$ のパターンで、ただ財政は100%国が支援、結果的にはそういうことをおっしゃっているようにも見えます。そうだとすれば、その国費が法人のミッションに沿って適切に使われているのか、それを確認するためには制度的に政府が任命する監事や外部からの評価が必要、そういうことを繰り返し申し上げているところでございます。ワーキングの先生方が既に指摘されていますけれども、ガバナンスが軽くなることと国費による支援は少なくとも我が国では基本的にトレードオフの関係にあることは御理解いただかないといけませんし、アカデミーだという1点をもって口を出さずに金を出せということには恐らくならないのではないかと極めてシンプルなことを申し上げます。

ここで最初の資料1なのですけれども、議論があまりかみ合っていないという印象は確かに残念ながら事務局も持っているところです。ただ、私としてはその原因が必ずしもワーキングの先生方のアカデミーについての理解が足りないということではないと思っております。学術会議として何が心配で、どういう御懸念が払拭されていないのか、具体的にお話しいただきたいと思っております。

先ほど第三者から見た公正らしさというお話がございました。それは確かに大事な点だと思っております。ただ、それを言うのならば、国からなるべく離れていくほうが提言、助言の客観性に対する信頼感は生まれるのではないかと思いますので、そうすると $\beta$ のほうに行くのですかという話にもなりかねないと思えます。いずれにしてもよく御議論いただきたい。各論として3つ挙げられ

ているのは非常に結構だと思いますので、ぜひやられたらいいし、あまり法律でたくさん書かない、規則に譲るということは前々から申し上げているところです。

最後、この資料2について1点だけおまけなのですが、最近、一部の専門紙が不正確な報道をしていて、政府が私立大学のモデルを提案したとか、OISTモデルを提示したとか、ここにいる皆さん、これは誤報に近いことは御理解いただけているかと思います。あくまでもそのように整理するところなるということを現時点では申し上げています。

資料3に行きます。先ほどの資料2は法人形態ごとに財政基盤やガバナンスをどうするかを書いた紙でしたけれども、資料3はそういうつくり方をすると法人の内部がどういうつくりになるかということです。

左から2番目の国が法人をつくる場合には、法律に基づいて設立委員を任命して、必要な作業を行わせるというのが普通の形です。

逆に公益法人+βの形、指定法人や私立大学だと、私人がまず法人を設立して、そこが申請などを行って、国が指定や補助金の交付を行う形になっています。海外も大体このような形だと思っています。

資料4は、公益法人+βの形はある意味でいろいろな例があるわけですが、この特別な法人の形はあまり例がないので、もう少し中身を細かく見るとこうなるのかということで書いてみました。

やるとしても総会が最高議決機関で、役員会（幹事会）が中期的な計画をつくる、予算の案を決定する、さらに総会の定めに従って日常的な業務を遂行するということですので、あくまでも現時点ですが、総会と役員会（幹事会）の関係は基本的に現状から変わるものではなかろうと思っています。

資料5、予算のところ、この紙も既に提出済みなので、説明は省略します。

法人形態についての事務局説明は以上でございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ただいまの説明に対する御質問や御意見は、後ほど質疑応答の時間を設けておりますけれども、この場で確認しておきたいことなどがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

先ほど室長がお話しした専門紙の記事ですけれども、私も少し驚きました。彼らの真意はよく分からないのですが、それを善意に解釈すると、この資料2の特別な法人Iは去年の大臣決定で、こういう組織を作ろうとしている。しかし、ワーキング・グループではこの4月から独法に対するヒアリングなどいろいろしてきている。そうすると、それではなくて別の形を模索しているのではないか、それが公益法人+βのこのⅢ、あるいはⅡの格好である、ワーキング・グループではそのための議論を重ねているのではないか。当て馬とか、予算

増とガバナンスの必要性とか、いろいろと記事に書かれていましたけれども、あの記事は取り方によってはワーキング・グループの議論を変に取られかねないので、私も疑問に思ったところです。

この件に関しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、後ほど質疑応答の場を取ってありますので、次に進みます。

議題の2番、評価等について、事務局より説明いただきます。よろしくお願ひします。

○笹川室長 ありがとうございます。

法人形態もそうですけれども、今回は評価について、在り方、具体的なプロセス、内容などについて御議論いただきたいと思っております。といっても、今まで断片的にいろいろ御意見、感想をいただきましたので、それらを踏まえて少し考えてみたというものです。

趣旨は資料6の右上に書いてあって、学術会議が法律が定める目的や自ら定める中期的な活動計画に沿って活動しているかどうかを確認するというものです。独法や国立大学のような非常に細かいところまでチェックするのはアカデミーにふさわしくないだろうということは、懇談会でもワーキングでも累次指摘されてきたところであります。そこに書いているとおり、学術的な内容や価値自体を評価するものではないことも皆さんおっしゃっています。自ら定めた計画に沿って活動しているかどうかの評価や監査がどうしてそんなに問題なのかはワーキングの先生からも指摘があったところで、私も十分に御回答いただけていないという受け止めです。

次、学術会議が現在行っているような委員を会長が委嘱して評価のポイントも学術会議側が自ら提示するというものではなくて、学術会議からの独立性が保たれる形でこういった評価の仕組みは設けるべきだと考えております。したがって、学術会議の外に置き、学術会議会長の任命ではなくということで、主務大臣任命と考えています。評価委員会による評価によって国民や社会に対して外に開いていくのだ、こういう活動がされて、それがどういう意義があった、意味があったということの評価というツールを使って外部に示されればよいのではないか、そういうものだと考えればいいのではないかということも、これまでワーキングの先生からコメントをいただいております。万一あまりにもゆがんだ評価をするということであれば、逆に国民的な目線から批判されて認められないのではないかということでした。

真ん中辺りの※に書いてあるところですが、実はこのほかに運営助言委員会や選考助言委員会という仕組みも考えているわけですが、考えてみると、それぞれ中期的な活動計画を前提に動いていくものであります。委員の先生から御

指摘いただいたのですが、こういった2つの委員会と評価委員会との認識の共有や運営の一体性を確保するためには、何か工夫が要るのではないかということでしたので、取りあえず2つの委員会の委員長がこちらにオブザーバー参加するということではどうだろうかと考えてみました。

次に、具体的な評価の内容、プロセスに移ります。資料6の左側ですが、上のほうの紫の丸い四角の中に、中期的な活動計画の記載事項として考えられるものを例示しています。法律ではこのくらいのもを規定するのかということも前から申し上げているところで、やたら詳しいことを押しつけることまで考えているところではないということです。プロセスとしては、学術会議がこの計画の案を準備して、評価委員会の意見を聴いて、その上で自分たちで決定する、評価委員会の意見に法的な拘束力があるわけでもございません。

一瞬、資料10に飛びます。この中期的な活動計画はどのようなものなのかということで、設計しているイメージを申し上げて共有し、御議論、御意見をいただければということです。

もともと上のほうの○2つにあるとおり、まず自分の言葉で組織の目標なり中長期的なミッションを書いてもらって、その上で、当面6年間なり、プラスアルファなりの業務について、重点的な目標、実施方法などを記していただく。それは業務にとどまらず、組織運営、財務、それから業務改善、そういったこともある程度は書いていただかないといけないのだろうと思っています。

また資料6に戻りますけれども、その上で中期的な活動計画が決まるわけですが、それに基づいて毎年度の活動・運営をどのように行うか、ブレイクダウンした年度計画をきちんとつくって、それで達成状況を自己確認・評価していただくと。これは毎年当然予算要求が必要になってくるわけですから、その前提作業として必須のものだろうと思っています。現在でも行政評価や行政事業レビューが行われていると承知しています。

もう一点、6年目にそれまで5年間の活動について評価すると。ファクトについては毎年行っている自己点検・評価の結果も活用して、改めて一々掘り返さなくてもいいようにと考えていますが、そういうことをしていただくと。実際にそうでないと、次の期の計画の準備もできないということになります。

そして、6年間の活動を終えた7年目に最終年度の活動についても確認して、評価の大きな中身として修正がないことをオーソライズしていただければ、二重作業にならずに済むかと考えております。

以上がこの紙ですが、ここで議論の提起として申し上げますと、中期計画がそれほど細かい内容にならないのだとすると、予算要求との根拠という点では、例えば3年くらいのもう少し短いスパンでもう少し具体的な目標なり方針、今もアクションプランということで大分いいものをつくっていただいているよう

です。例えばそのようなものをつくっていただくのもよいのではないかと考えますが、その辺りも含めて御意見、御感想を伺えればと思います。

あちこち飛んで恐縮ですが、資料8、これはアメリカやイギリスで5年くらいの中期的な計画はどのようなものをつくっているか、非常にアカデミックな立派なものをつくっていただいていると思っていますので、このような感じのイメージでやられるのか、その辺は学術会議次第ですけれども、御参考にと。

それから、イギリスではこのような年次計画をつくっていますというものが資料9でございます。

以上が評価の中身や大きな流れでございます。

続いて、資料7「委員の要件等」ということで、設置を御提案している評価委員会、運営助言委員会、監事、このほかに選考助言委員会があるわけですけれども、これらについて所掌事務は先ほど申し上げたとおりで、ここでは、どういう方に委員になってもらうことをイメージ、想定しているのかでございます。もちろん検討中ですし、人事なので私がどうこう言う話でもないですけれども、事務局としての現時点での考えを申し上げておきたいと思っております。

まず、要件という右側の大きい欄ですけれども、評価委員会の一号は内外の学術に関する研究の動向に関して広い経験、高い識見を有する者ということで、学術会議の会員ではない国内の研究者や外国アカデミーあるいは国際学術団体などに詳しい方が考えられるのではないかとということです。二号は国研、三号は経済界のイメージであります。こういったグループからも会員として来ていただき、そして活動もコミュニケーションを取りながら進めていくということだと思いますので、以上、一、二、三を挙げています。四号はマスコミや一般的な意味での評論家、有識者という方々を考えています。五号は読んでのとおりで、マネジメントの観点でいろいろと御意見を伺える方ということです。

各号1人、2人だと大体7人や9人になってくるわけで、区切りが悪いので5人以上10人以下、7人以上10人以下などあるかと思っておりますが、今のところはこのようなことを考えています。

任期も悩ましいところで、3年か6年かは会長の任期などにもよるのだと思いますが、活動計画が6年だとするとこちら6年という考え方もあり得る一方で、学問の進歩や社会の変化があるとすると、3年ごとに入れ替え得ることもありなのかとも思われます。この辺、ぜひ御意見をお願いしたい。

運営助言委員会は、もともとは大学の経営協議会のように内外の関係者から広く意見を聴く場、場合によっては20人、30人という想定でしたが、会長が使いやすい実質的に役に立つ組織にしたほうが良いという御意見が多かったので、その辺を踏まえた設計を考えています。

監事は、佐々木先生でしたでしょうか、「公正不偏の態度を保持する」という

条文を法制局にトライしたらどうかというアドバイスをいただきました。これからチャレンジなのですけれども、そのようにしてみたいと思っています。

常勤1名、非常勤1名という構成を考えていますが、特に任期について、これも3年、6年、どうしたものかという御意見をぜひお願いしたいと思います。

ここまでで広い意味での評価のパーツが終わります。

この後は、会員選考等ワーキングで大分やっている話をこちらでも御紹介し、御意見をいただければということで資料を用意しています。

資料11、任期・定年や連携会員です。

会員の任期と定年については、very bestな会員だったら海外のように長く務めてもらえればよいのではないかという考え方がある一方で、顕彰機関ではなくて審議がメインの機関なのだから、ある程度会員が入れ替わっていかないといけないのではないかという御意見も多かったように思います。

再任可、年齢引上げについては、基本的には意見は一致していたように思います。そこで、取りあえず再任の場合は、真ん中の※に書いていますが、自動的に再任されるというのではなくて、それまでの会員としての活動実績などを新規会員の選考と同様にしっかり精査する前提で、再任は複数回可、定年は75歳という方向でまとめたらどうかということをご提案させていただきます。その際、資料の真ん中からちょっと下に書いてあるとおり、再任される会員数の割合に上限を設けること、これは法律よりはむしろ内規のほうがいいのかという気もしますけれども、そのような考え、そういった工夫もあるのではないかと思います。

実は今まで申し上げていなかった論点、細くなるのですが、任期のところで、前任者が亡くなったり病気になったりして任期の途中で別な人が会員になることがあります。この場合に、今は残された任期を務めて、その場合だけ再任可でプラス6年あり得べしということになっています。残任期の形だと、学会の活動が3年ごとの期を単位としている現状とは非常に親和性が高いのだと思います。一方で、考えられるのは、就任した時点から6年が始まる形もあって、こちらだと5年や10年運営していくと毎年の選考数が平準化されてくるので、3年ごとに100人や150人入れ替えるのではなくて毎年一定数を選んでいく。海外に近い形になってきます。学術や社会の動きに会員構成を合わせやすいというメリットもあるかと思っておりますので、御議論いただきたいと思います。

もう一つ、定数、右側です。ここも機能強化という点で会員数の増という方針については基本的に異論はないように受け止めています。実際にどのぐらい増やすかについては、まだ必ずしも集約し切れていないように思いました。新規分野をカバーする、国際会議に出ていく、また海外アカデミーの規模を考えると、もともと210人では少ないという話でしたから、せっかくやるのならば500

人ぐらいでもいいのではないかという考えもある一方で、そこまで増やすと very best を維持できるのか、連携会員あるいは協力会員、さらには外部の研究者に協力していただいて活動していく、会員がまとめ役ということなのであれば、それ自体の数はそれほど大幅に増やさなくてもよいのではないかという御意見もありました。連携会員については、役割が不明確だという御意見も残っていて、個人的には連携会員をなくして500人という以前に出てきた案にシンパシーを感じるのですが、一方で、冒頭の日比谷先生のお話を聞いていても、普通の法人とは違う組織だという感じがします。強力な会長が積極的に引っ張っていくというよりは、緩やかに回っていくような立派なアカデミーみたいな感じにも聞こえますので、そうだとすると、300人ぐらいへの段階的な増加と内規に基づく協力会員という形もあるのかと感じているところです。ぜひこの辺りは御議論をお願いしたいと思います。

次、会員の選考手続の紙が出てきていて、唐突な感じがしますが、これは若干背景があります。この選考プロセスに投票制度を入れること自体については、どちらかという与会員選考等ワーキングで議論いただいていましたが、その場合でもどういう専門分野、新分野を立てて、分野ごとにどのぐらいの人数を割り振っていくかを考えるのが非常に重要だと。これは多くの委員がおっしゃっていました。3年前、6年前の分野、人数配分をなし崩し的に踏襲するようではいけないとか、分野の壁を取り払ってオープンにしていく仕組みを検討することが大事だという御意見をいただいております。一義的には会員選考等ワーキングの話かもしれませんが、ぜひこちらでも気づきの点などがあれば教えてくださいたいと思っております。

12-2の「これまでの議論と今後の検討」ですが、これは事前説明の中で会員選考の視点や要件について十分議論してきたのかという御疑問をいただきました。それで7月29日に懇談会に出した資料の一部を参考までに入れました。

1 ページの4番目のパラグラフで、会員の領域ごとに very best に必要な資質・選考基準の言語化に努めるということはほぼ一致で取りまとめさせていただきました。要するに、例えば経済界の方などが、必ずしも論文の数で学者さんと同じように比較するのではなくて、発明や生産プロセスなど新しい付加価値をつける、それをどのように基準として書いていくか、それを踏まえて選考するかが大事だという話でした。

それとともに、実際にあまり議論はいただかなかったのですが、2ページの2番目の◆のところ、会員が優れた研究業績がある科学者、それはそうなのですけれども、それだけではなくて以下の事項を考慮してもらったほうがいいねということで幾つか挙げております。異なる専門分野をつなぐとか、課題解決に向かって取り組む意欲と能力、コミュニケーション能力、この辺は学術会

議もおおむね異論はないのだろうと思っています。このようなことを考慮事項、配慮事項として明らかにしていったらどうかということをご提案させていただいたということです。

最後ですけれども、会長の選考方法の紙でございます。

まずは任期、これが一番大きな問題として残っています。ここも先ほど少し話が出ましたが、会長の判断で6年かけて組織改革を行っていく組織なのか、それとも見識を持って学術会議を運営して、学術の我が国の代表として世界に発信していく、そういうタイプの会長なのかということだと思っておりますけれども、主に後者のウエートが高いということであれば非常勤3年、場合によっては再任ということによいのではないかという御意見が比較的多かったように思います。

それから、これは大栗先生だったか、お話があったのは、会員になってすぐ会長になるというよりは、3年くらい活動してみてからその実績も踏まえて会長として選ぶのが本来ではないかという御指摘がありまして、そうだとすると6年より3年のほうが親和性があるのかと思われました。

個人的には、先ほど申し上げたとおり会員を増員して予算を増やしていくなれば、しっかり組織管理・運営を頑張ってもらいたいという気もしますけれども、常勤6年という形だと人材確保が難しいというお話もございましたので、そもそも学術会議の組織運営の位置づけ、考え方がそういったものだとすれば、そしてワーキング、懇談会、皆さんが一致するのであれば、そういうことでよしいのかとも思っている次第です。ぜひ御議論いただきたいと思っております。

あともう一点だけ、会長の選考手続については、選考委員会のようなものを設けてしっかり資質を精査して、できれば本人のお話なども聞いて候補者を絞って提示していただくのがよい、これは大体このような感じで一致していると思っておりますので、大枠だけ法律で定めて、あとは学術会議に委ねられればと考えております。

以上です。

○五十嵐主査 説明ありがとうございました。

ここは決める場ではありません。議論をする場ですので、学術会議もずっとこここのところの考え方の違いは埋まっていないのですけれども、今日は改めて設計コンセプトについて説明いただきました。

笹川室長からは資料2で特別な法人、もともとこれは去年の12月22日の大臣決定でこういうものを目指してこの中で議論を進めていこうという話です。Ⅱ、Ⅲに関しては、もしも現行の行政組織の中の在り方として監事や評価委員を主務大臣任命にしないのならば、今の法律の中ではこのようになってしまおうというお話がありました。その後の笹川室長の説明は、例えば特別な法人の方向で

行くのならば、形態イメージとしては資料3がありますと、細かいところが出てきています。それから評価委員会と監事ですね。ここのところも法文に書こうとするとこのような書き方もありますと。これは学術会議がずっと反対していることですが、特別な法人の方向で行くならば、ワーキングとしてはこの点について議論を深めてまいりたいという話ですね。

その後、会員選考等について、これは会員選考等ワーキングで進めておりますけれども、その状況について、今はここまで話が進んでいるということを丁寧に御説明いただきました。

私もこの資料12-2ですね、会員選考に関して7月29日の有識者懇談会に出していた、国民が納得できるメンバーとは何なのかという話。これを改めて見ると、「科学者の価値は『新しい知識の創造』であり」と、こういうことを1番初めに持ってきている。そのほかにも、「異なる専門分野間をつなぐことができる資質」等、会員選考に当たり考慮すべき事項もいろいろと述べられている。大変よい議論をしているのではないかと私は思っています。

どうでしょうか。これで説明は全て終わっておりますので、ここから先は議論になります。皆様から御質問や御意見など、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、順番に従って、初めに日比谷副会長から説明があったナショナル・アカデミーの設計コンセプトについて。そしてその設計コンセプトに当てはめていくとこういう組織であるべきだという学術会議の法人化検討案、前回説明いただいたものを別添で頂いています。それに対してこのワーキングで政府案として出しているものは、もう何度も説明していますけれども、こういうものであると。両者の間は埋まっていませんけれども、引き続き議論をいただければと思います。特に学術会議のほうからです。

日比谷先生、どうぞ。

○日比谷副会長 監事の件でよろしいでしょうか。先ほども申しあげましたように、監事を置く必要がないという主張をしているわけではございませんで、先ほど御説明はしませんでした。本日の別添資料の4ページの下にあるように、内規で定めるところにより、総会が選任する監事を置くということ、それから括弧の中でその対象は財務事項に限るということをこちらからは御提案しているということが、今の学術会議の立場でございます。

先ほどの笹川室長の御説明で質問したいのは、資料7でいろいろな委員の要件等（イメージ）というものがあまして、監事のところは、会員（及び連携会員）以外の者から、ここの「内閣総理大臣が任命する」というので、そこは合意を得ていませんが、これは今の会員及び連携会員以外と私は読みましたので、決まっているわけではありませんが、元会員は監事になる可能性があるを受け

取ればよろしいのでしょうか。

○五十嵐主査 笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 制度上はそれを排除するものではないです。現会員、場合によつたら現協力会員は利益相反的などころが出ますけれども、元会員ということであればそれ自体は排除されないと思っています。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

大久保先生、どうぞ。

○大久保第一部副部長 御説明ありがとうございます。

資料1について本日日比谷副会長から説明があったとおりに日学としては考えておりますが、これまでの議論で歩み寄れた点もあると思っております。

基本的に法人形態を考える上で、私どもが提案しているのも特別な法人でございます。特別な法人が資料2でいうⅠ以外であれば、ⅡやⅢになるとは考えていないことをまず申し上げます。ⅡやⅢについて、日学はどちらかといえどそちらを望んでいるのではないかと考えていただいてこれも載せていただいているのかもしれませんが、資料3を見ますと、理由はよく分かりませんが、そもそも総会が $\alpha$ や $\beta$ では消えています。監事の大任任命がない分、毎年度の大任認同等、いずれにしても同等程度以上の政府の関与の規定を予定している点では変わりありませんので、これは日学としては代替案としては検討外としていただいて差し支えない。資料の中に特別な法人1、特別な法人2として日学案を入れて検討していただければと思っております。それが第1点です。

第2点ですけれども、歩み寄れた点、共通理解の点は中期計画に関わる部分です。独法のようなものを意味するものではないことについては共通理解があって、そして日学からもアメリカのアカデミーの中期計画を紹介させていただきましたが、それもよいものであるという御指摘もいただいております。それを日本の制度に照らしてみますと、用語上は活動・運営の基本方針と呼ぶほうが適切ではないかと思われまので、独法と違うということを明確にするためにも活動・運営の基本方針としていただき、そしてその細かな点については内規に委ねていただくのがよろしいのではないかと趣旨でございます。

日比谷副会長からお話があった部分に関しましては、日学案で書いてあるところの「内規で定めるところにより」という文言について、前回の議事録を見てひょっとしたら誤解を持っていらっしゃる方がいるかもしれないという趣旨で、冗長かもしれませんが、確認のために申し上げますと、ここで書いてあるものについて法定するという意味でございます。監事を選任して置くことについては法定するけれども、その細かな点については内規で定めるところという趣旨で書いております。外部評価についても同様でございます。ですから、基本的な事項については法定する。しかしながら、今日は大分室長から微に入り細に入り説明

をいただいておりますが、それはまた後に議論するとして、そういうことは内規で定めるという趣旨でございます。

それから、国際性のところで挙げていることは、先ほど日比谷副会長から説明があったとおりなのですけれども、さらに敷衍して申し上げますと、運営助言委員会を予定していただいておりますが、こちらは会長文書でも受け入れられないとは書いておりませんが、本日お示ししている資料1でありますように、ドメスティックな観点だけではなくグローバルな観点から共通の課題を議論するという意味で、国際アドバイザリーボードを早くも立ち上げて運用しており、運営助言委員会の役割は少なくとも部分的にはこれと重なっておりますので、屋上屋にならないような効率的な制度設計をお考えいただきたいという趣旨でございます。

取りあえず補足でございます。

○五十嵐主査 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 今、中期計画については大分歩み寄りが見られると。前回もそういう議論がございましたので、先ほど申し上げませんでした。その点について1点補足をしますと、何と呼ぶかは今の副部長の意見のとおりなのですが、資料10で笹川さんが先ほど御説明くださった組織の目標やミッションをある程度中長期的に書くというのは当然としまして、活動方針1から7は、実は第26期のアクションプランと文言もほぼ同じになっておりますので、そうすると、これは確認ですが、一つの案として、現在アクションプランと呼んでいるようなものが、この活動計画のイメージとしてはそういうものだと私たちは受け取っているのですけれども、そうでしょうかということでございます。

以上です。

○五十嵐主査 いかがでしょうか。笹川室長、資料10ですね。

○笹川室長 現時点で今のアクションプランのようなものがここにすぽっと入ってきたようなイメージでどうかということについては、なかなかお答え申し上げにくいところだと思います。やたら細かくする必要はないだろう、アカデミーにふさわしくないだろうということは申し上げている一方で、それが国民に対して6年間の業務の進め方の約束、そういう位置づけのものとして適切なのかどうか、十分なのかどうか、そこはよくお考えいただく必要があると思います。

それから、先ほど申し上げたとおり、6年計画が、言葉が適切か分からないですが、ある程度大まかなものだったときに、それが予算要求、特に予算を増やしていこうという根拠になるのかという目を見たときに、十分なのかという問題は残ります。ですから、例えば6年計画の下に3年くらいのもをつくってという先ほど申し上げたパターンもあるとは思いますが、6年ごとのものをある

程度細かめにつくるのもあるかと思えます。アクションプランは3年ごとのプランとして基本的には考えられたのかと思えます。あれが十分細かいかどうかはいろいろ議論はあるかもしれませんが、一つの考え方としては、今、日比谷先生がおっしゃったようなやり方もあるかもしれません。

繰り返しですけれども、毎年の予算要求はしっかりやっていただくしかないので、そこへの接続という点で十分かという点、さらには最後は評価の基準として、自分たちがこういう計画に沿って十分やったのだということを言うためのベースとして十分なのかはお考えいただかないといけないかと思っています。

取りあえずコメントさせていただきました。

○五十嵐主査 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 また質問で申し訳ないのですが、毎年度の予算は大変重要で、資料5で今日はあまり御説明はございませんでしたが、そうすると、活動方針というところでもっと細かいものをつくるなどいろいろあろうかと思えますが、①経常的な活動・運営と②ミッション・オリエンテッド型の活動についてしっかりと予算を要求できるような活動方針なり毎年度の計画、それを全体でもう少し3年なり6年のものをつくった中でブレークダウンしていった予算要求をするというイメージで笹川室長はお話しになっていますか。

○五十嵐主査 笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 まだ設定途中ですし、私のイメージだけで物事をお話しできるわけではないのですけれども、予算の要求の仕方としては基本的にこの3つの区分なのだろうと思えます。③は割と明らかだと思いますけれども、あることをしたいときに、それが①に入るのか、②に入るのかというのは、まさにやろうとしているプロジェクトなり業務の性格を見て学術会議としてどのように判断するか、それを要求するときに計画にどういう根拠があるとやりやすいか、私の立場から言うのも変ですけれども、そういうことを逆算して計画をつくるなりということではないかと思えます。

○五十嵐主査 どうぞ、大久保先生。

○大久保第一部副部長 関連しておりますので、ここで質問させていただきます。3つに分けていただいて、①の経常的な活動・運営の中にここで書いてあるようなものを例示的に列挙していただいているのは、整理していただいて大変ありがたいと思っています。私の質問は、以前の資料で交付金や補助金等などいろいろな書き方をしてあった資料が入っていた時期があると思うのですが、ここでは①が交付金、②が補助金というイメージで合っていますでしょうか。

○五十嵐主査 笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 それは予算要求あるいは予算制度のある意味テクニックというか技術の話なので、交付金という名前でもいろいろあるでしょうし、補助金だけ

でなく例えば委託費などいろいろな名前があると思います。あまり名前で分けても意味がないので、中身で分けているところです。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

これから委員の皆様から御質問、御意見等をいただくにあたり、多くの話の説明がありましたので、少し整理して議論を進められればよいと思っています。

どうでしょうか、例えば歩み寄りが見られている中長期計画ですね。私が見るところ「より良い役割発揮に向けて」、もう3年前になるのでしょうか、あれは様々な施策をすごく細かく書いてあって、そのまま計画にしても良いくらいだと思います。例えば「見える化」について、メディア企業出身者といった専門家を事務局の中に入れて広報部署を強化し、多少お金をかけることによって情報発信力を強化するとか、いろいろな新しい提案がされています。「より良い役割発揮に向けて」を整理すれば中長期計画に近いような話になりますし、日学の今期のアクションプランもあの中に位置づけて活動しておられますね。ですから、恐らく学術会議の中でも中長期計画に関しては、それほど大きな懸念はないのだらうと思います。

一方で、法定化するときには計画が予算と結びつくところはどうなのかという話、そここのところはまだ気にされているのかもしれませんが。基本的に計画と予算とは結びつかないと言ったら言い過ぎですが、独法でも中長期計画のレビューがそのまま予算の増減に結びつく話ではないということは議論していました。そここのところはいかがでしょうか。

○大久保第一部副部長 予算のことは日比谷副会長からお話があると思いますし、主査がおっしゃるとおりなのですけれども、法定する場合に何を計画事項とするかについて、現行法の中には細々列挙してあるものとざっくりした規定といろいろあるのですけれども、細々列挙すると硬直的になるので、そこは内規に委ねていただきたいということだけ申し上げておきます。

○五十嵐主査 よく分かりました。ありがとうございます。

藤川委員、いかがでしょうか。

○藤川委員 資料1を今日御説明いただきました。議論がかみ合っていないということは学術会議側だけではなくワーキング・グループ側においても前回もそういうお話はかなりありましたが、同じ思いかと、平行線とっております。

先ほど御説明の中で、上からパラグラフがあって、その下に2つポツがあって、また次のパラグラフが始まるところで、独立行政法人等に当てはまるということは、今日も何度かそういう話が出ましたが、それは違いますということもワーキング側でも何度も申し上げていることです。既にある組織・制度であって、それを参照にする部分がどうしてもあるので言葉が出てくるけれども、

決して独立行政法人を目指しているわけではないことに関しては、学術会議側も学術会議の会員の皆様の誤解がないように、そこは十分御説明をいただきたいと非常に強く思うところでございます。

ここに「中立性を損なうおそれ」ということを、先ほどあえてそこをお示した上でおっしゃった上に、公正さというお話もされておられて、海外のアカデミーにはない制度であり、このような制度は海外から疑念を持たれるおそれもあるのではないかとということをおっしゃったのですけれども、まさに今、国の機関であることは、中立性や公正さという点でいえば疑念を持たれるものでしかないとは思っていますので、そこを誰もが前提によりよい組織、よりよいものをとということで議論しているわけではないかをつくづく思っているわけです。

先日の学術会議の総会は可能な限り時間をつくってお聴きしていたのですが、その中で、前回も決議を採るのか採らないのかみたいな話もありましたけれども、特に決議がされることはなく、最後1分ありますがどうでしょうみたいな話の中で、お二人御意見を言われた方がいらっしゃいました。そして、どちらの方がおっしゃったことに対しても会長は最初におっしゃるとおり、そのとおりというコメントをされたのですけれども、お一人の方が今のままがよい、法人化は不必要だというコメントをされる中で、特に箇所を限定することなくおっしゃるとおりとコメントされたことに関しては、非常に絶望の思いを私は持ちました。今まで8回、今回を入れて9回目のこのワーキングは何なのか、法人化不要だということを会長が「おっしゃるとおり」とおっしゃるのであれば、一体何のためにやっているのかと非常に疑問に思いました。学術会議の方が御自身で動く気にならなければこの議論は無意味なので、もちろん皆さんがやりたい形にしていく必要はあるのですけれども、ああいう公式な場でそのように限定せずにおっしゃるとおりと言われるガバナンスがどうなのかは疑問に思いました。

今日は大変たくさんの細かい論点も含めて議論すべきことをまないたの上でのせていただいているのですけれども、組織の大枠が決まらないと設計のしようがないということで、法人化不必要という御意見を会長がそのとおりとおっしゃるような状況でこの議論を続けていることは本当に意味があることなのか非常に疑問に思いました。そのことをまずは申し上げたいと思いました。

○五十嵐主査 どうも藤川委員、ありがとうございました。

どうぞ、大久保先生。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

まさにそこがポイントだと思っております。昨年、なぜ学術会議は国にとどまりたいのかと室長から何度も聞かれたときに、いろいろお話ししたのですけ

れども、御納得いただけませんでした。この議論をしている中でようやく分かってきたのですけれども、通常の行政組織であれば、行政の統一性という観点から国がきちんとグリップしていくことは重要なコンセプトで、まさにそのコンセプトを政府案で実現していらっしゃる。もちろん日学が特別の組織であることを勘案して、会長は互選ということを検討していただいていることは重々承知しております。ところが、法人化する場合には、今回の政府案のように大臣決定では何よりも独立性を徹底させることが重要であると言いつつも、現在日学内部に置かれている評価委員を大臣任命にして内閣府に置くであるとか、監事の大臣任命であるとか、この部分は独立性の低下以外の何物でもない。

その意味で、なぜ国にとどまっているのかといえば、現行制度と比較して独立性が強化される案になっていないからであるという一言に尽き、そしてそれ以外の法人化がイメージできないのであれば、現在の日学は通常の行政組織ではなく、特別な総理所轄の組織として独立性が保障されている。ここにこそ制度的な保障の意味があるのであって、設計のコンセプトの違い、ここをぜひとも考えていただきたい。大変重要な御指摘をいただいていると思っております。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

七十数年前でしたか、日学法で定めて、学術会議はそれ以来極めて特別な地位にあるわけですね。その部分が今回争点になっているわけです。20年前もそういう話があって、10年前にもそういう話があって、そして今、ここでそういう話があります。このワーキングの中では、先ほど藤川委員がおっしゃっていましたけれども、まだ学術会議が七十数年前の特別な地位にいる、今でもそうあるべきだということに対して納得できていないという話ですね。今日も設計コンセプトでなぜ特別な地位にいななければならないかという話を御説明いただきました。これから御意見があると思うのですけれども、委員の方々としても納得をし切れていないのではないかと思います。その説明のところですね。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

そういう意味では今回の法人化の目的が独立性の徹底にあるという政府の目的自体が、本当にそれが目的なのかどうかを聞きたいと思います。

○五十嵐主査 分かりました。

どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 ここは懇談会でも去年12月まで10回くらいやっただいて、その後もワーキングも含めてやっていますが、独立性をより保障することによって機能強化を進めていくという点で一致しています。国から出て法人になったほうがいい理由は中間報告でも2ページくらい書いていますけれども、まず何よりも国の外に出てそれこそ公正性に疑念が持たれないようになることは最大のことだと思っておりますし、国の公務員でなくなることによって任命手続にも

国が一切関与しなくて済むことになる、そして財政的にも国に完全に握られるのではなくて自分たちでさらに大きくお金を集めて活動できるようになる、ほかにもいろいろありますけれども、大きく言うとこの2つ、3つが挙げられていたと思います。そして、監事や評価はそれに伴って必要な仕組みを担保するためのおまけとは言いませんけれども、付随する仕組みでありますし、それをなるべく軽いものにしていこうということで、このワーキングでもいろいろアドバイスをいただいて設計しつつあるということです。

今日、本当はまさにどういう評価にするかとか、前にもちょっとあった監事にどういう感じで動いていただくのか、それをいろいろ議論してなるべく合理的な形に持っていききたいということでしたが、入り口で今日もまたなぜ法人がいいのかというもう1年近く前に終わった話にまた戻ってきているというのは、まさにかみ合っていないという印象を受けている次第です。

法人化のメリットという点では、今申し上げたことが簡単に言うと挙げられるかと思っています。

○五十嵐主査 どうぞ、瀧澤委員。

○瀧澤委員

先ほど大久保先生のお話で、今までの国の特別な法人という特別な地位のほうで独立が保たれていたのではないかというお話でしたけれども、またその話かということにはなってしまうのですが、以前、大久保先生から問いかけがあったのにたしかお答えしていなかったと思うのですけれども、任命拒否ですね。あれはまさに独立性が保たれていないことの証明だったと思うのです。今の制度のまま行けばもう一回ああいうことが起きても不思議はないと思いますし、私は二度とあのようなことが起きることはないと思います。今の日本のアカデミーとしてああいうことが起きることは国際的にも非常に恥ずかしいことだと思いますし、しかし、それを許す制度になってしまっているのが現状だということをご理解いただきたいと思います。

制度設計の根本的な観念の違いというか、資料1で御指摘いただいている、うまくまとめていただいて非常にありがたいのですが、それこそ大久保先生には釈迦に説法ですけれども、日本の近現代史で現在の憲法でいえば三権のどこにも属さない組織が何をしたのかを思い起こしていただきたいと思うのです。統帥権ですけれども、今の日本国憲法でいえば立法、司法、行政の3つの独立した機関が相互に抑制し合っていてバランスを保っていますけれども、そのどこにも属さない国の機関ということです。今の学術会議の先生方が暴走するとは考えてはいないですけれども、しかし、制度上、極端に言えばそういったことも許すような制度は、今ここで改めるべきではないかと思っています。

ですから、国の予算あるいは勧告権といった公的な資格を持つような公的な

性格を持つ機関であれば、ある一定の歯止めが必要というのは当然かと思えますし、逆に海外のアカデミーのように公益法人や非営利団体など民間組織で政府から切り離して、勧告権といった法的な位置付けがないとは、私たちが基本的に考えているものが違うわけです。もし逆に本当に海外のアカデミーのようなものであるとするならば、最初から予算が100%国によって認められているような組織にはなり得ないということかと思えます。そのトレードオフは当然のことかと思えます。

例えばガバナンスについていいますと、アメリカのナショナル・アカデミー・オブ・サイエンシズなどですと、そこが提言した助言や勧告が、委員会が政府機関や連邦政府職員による実際の管理または統制を受けていない場合は、その委員会を利用して作成されたものを使用することができないといったかなり厳しい国との関わりが法律で定められています。ですから、学術会議が独立性とおっしゃるのであれば、一方で公正性をどのように担保しなければいけないかをここで議論する必要がある。その上に立った議論の結果としてIの案、もう一方でβの案が私は個人的にはあってもいいのではないかと思っていますけれども、そういった案が出てきていることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

日比谷副会長。

○日比谷副会長 1点だけ、勧告権のところは、今の学術会議も勧告を出しますけれども、それを取り上げるかどうかは政府の御判断であって、必ず取り上げなければいけないというつくりにはなっていないと、私はそう理解しております。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

今、瀧澤委員から御指摘があった点は、まさに日学の会員の中でも同じような意見が出ております。法律に定めてあっても任命拒否がなされるのだから同じことではないかという意見があるのは確かでございます。しかしながら、現行法では本来推薦に基づいてと書かれておりますので、少なくとも理由を示さない拒否はおおよそ法の想定していないところだったと考えられますので、法の適正な運用は日学の問題ではなくて政府の問題であると考えております。それが第1点目です。

それから、どこの三権にも属さない、民主的な正統性を持たないあるいはガバナンスが確保できないのではないかという御懸念に関しましては、この点はオンラインで只野会員が御参加であればまた追加で補足をいただきたいと思いますけれども、基本的には日学が持っているのは科学的な助言機能だけであって、何らかの公権力を有していることは一切ありません。そして、科学的助言の

権威はその内容に由来するということは、各国のナショナル・アカデミー共通の理解ではないかと思っております。

そして、日学の民主的正統性は、今回の資料1に示させていただきましたように、第一には立法者がそのような独立したナショナル・アカデミーを制度的に保障するという意思を示すことそのものによって担保され、そしてその運用に当たりましては、今回お示ししておりますように、基本的にはその組織自体の民主的構造、それから単に特定の人々のコントロールではなくて幅広い国民の方々とのコミュニケーションを徹底することによって説明責任と透明性を自律的に確保するということが、まさに学術としてはふさわしいガバナンスの確保の方法ではないかと思っておりますので、それが足りないということであれば、どのような意味で足りないかを御指摘いただければと思います。

○五十嵐主査 では、只野先生、どうぞ。

○只野第一部会員 特に大きく付け加えることはないのですが、私からも重ねてお話しさせていただくと、現行の統治機構の中でも独立性を持った機関はいろいろ存在していると思います。ただ、それぞれの機関の特性に応じて適切な位置づけがなされているというものかと思っております。

加えて、学術会議につきましては、今、お二人からもお話がありましたように、何か強く政治を拘束するような、こういう権限は持っていない、そこは非常に慎重な制度設計がなされているものと思っておりますので、統帥権と対比されたらさすがに行き過ぎかと思えますけれども、制度上、適切な位置づけはされているだろうと思っております。

加えて、予算の件でございますけれども、これも先ほど室長からもお話があったように民主的なプロセスの中で決まっていることでございますので、学術会議が独自に予算を持って運用するという仕組みでもございませんので、学術会議、ナショナル・アカデミーの特性に応じて統治機構の中で適切な位置づけがなされてきたのではないかと思っておりますのでございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 この議論ばかり続いていて、発展性がないような気がしますが、評価に入る前に一言だけ言わせていただきます。先ほど瀧澤先生がおっしゃっていたのは、学術会議の勧告に拘束力があるかないか、そういう話をしていっているのではなくて、国に勧告するその権限、地位をわざわざ法律でもらっていること、そこが海外と違う、それをおっしゃりたかったのではないかと思っております。学術会議が言ったことを聞かなくていいというか、意見に拘束されないというのは海外も日本も一緒だということですが、そんなことを言っているではありません。趣旨が違っているかと思えます。

○五十嵐主査 分かりました。ありがとうございました。

原田委員、どうぞ。

○原田委員 私は今日の2時間半でどういう議論が最終的になされるか、どこまでできるのか分からなくなりつつありますけれども、私としては最後までディスカッションして、こういう議論をしたのだということが今回生きなくても次に生きれば良いというつもりで少し議論をしてみたいと思います。後ほど評価のところはそういう議論をしてみたいと思います。

国とは別の法人格のある法人をつくることについては、独立行政法人が典型的なのですが、ちなみに何度も繰り返しますけれども、独立行政法人になれと思っているわけでは全くないことを前提に聞いてくださればと思いますが、独法の国から切り離された法人としてのよいところは、マネジメントの自律性だと思うのです。つまり、人と金を自由にできるところは非常に大きいと私は思います。例えば現在でいうと内閣府の特別の機関として存在するわけですが、私のように官僚制を研究している人間からすると、物事を決める委員も大事だけれども、それを支える官僚制のほうがもっと大事だと思っています。それを自分たちで選べるのです。要するに、今は内閣府で選んだ人間が回ってくるわけですが、彼らも相当優秀だと私は思いますけれども、場合によっては人事異動で替わってしまうかもしれない。もっとずっと使いたい職員をつかまえたかったら、これは独立するしか私はないと思います。これが一番大きなメリットではないかと。3年くらいでころころ替わる人と引き続きやりたいのですかと。本当に科学的助言のために私はやりたいという職員がもしいれば、リクルートして雇えばいいのだと私は思います。

2つ目です。出張の手續など、私も今は連携委員ですから、失礼ですが、官庁会計はすごく面倒くさい手續がいろいろありますね。これから解放されるのは快適ではないですか。どうですか。出ていけと言っているわけではないのですけれども、もちろんどういうルールにするとか、ちゃんとしたガバナンスがないと駄目よということはあると思いますが、そうでなくてもいろいろ嫌に思っていることはたくさんあると思うのです。そういった官庁会計から解放されることは法人化のメリットだと思うのです。

確かに監事であれ、評価であれ、いろいろな御議論をなさっているのは承知していますけれども、委員の方々を支えるビューログラシーについてのメリットが語られていないのが、私はすごく残念です。マネジメントの自律性がいいところだと思うのです。

○五十嵐主査 いかがでしょうか。大久保先生、どうぞ。

○大久保第一部副部長 おっしゃっていることは大変よく分かるのですが、出張手續はあまり変わらないかもしれないですね。国立大学法人でも似たような

手続がございます。

人事に関しましては、私はそういう意味では日本の官僚は、どこに行っても結構すぐ即応できる場所はすばらしいところと考えておりました、今の事務局も永遠にいるわけではないけれども、来たら日学のために大変活躍してくださるといことは申し上げておきたいと思いますが、先生がおっしゃっていることもよく分かります。固有に採用できる人と両方いればいいとは確かに思います。

以上です。

○原田委員 内閣府の方々がたくさんいらっしゃる前で申し上げるのはすごく抵抗がありますけれども、内閣府の採用で一番困っているのは、あれだけたくさん並んでいる業務で私はこれをやりたいと指が指せないことだと思います。例えばGDPを上げたい、そうしたら経産省に行けとか、あるいはちゃんとした外国人対策をやりたい、では法務省に行けと。でも、内閣府はこれだけ幅広いのです。だから、本当に科学的助言のために私は支えたいのだという人が来る可能性は、現在残念ながら非常に低い。たまたま有能な人がこの日本にいるというだけだと思います。だから、これだったら本当に独立して、我々の科学的助言を支えてくれと言ったほうが、本当に一番いい組織になると思いますけれどもね。やはり人ではないですか。リソースではないですか。人的リソースをどうするかは法人化にすごく大事なメリットだと思います。それ抜きに議論してはいけないと思います。

ですから、別に監事や評価の議論をするなど申し上げているわけではありませんけれども、マネジメントの自律性が高まるというところを法人化のメリットとしてちゃんとつかまえて議論するべきだと、私は行政学者として強く思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

どうぞ、宝野委員。

○宝野委員 先ほど御専門の原田先生から法人のメリットについてお話がありました。私は国立研究開発法人の理事長を努めておりますので、全く同意いたします。非常に裁量権も自由度も高いと感じています。

先ほどのお話で、総理所管の組織は独立性が保障されているとされたのですが、総理所管であるがゆえにそれが侵される可能性があるというのは瀧澤委員がおっしゃったとおりだと思います。任命拒否の問題に戻ってしまうと、議論が進まなくなってしまいます。ここの委員は誰一人としてその問題には関わっていないのですから、この場は未来志向の議論を進めていただきたいと思います。その話題に戻ると、その都度議論が停滞してしまうことを残念に思っています。

せつかくですからどういう法人がいいのかということで、笹川室長が出された案について幾つか意見を述べさせていただきます。まず法定会員500人とか300人とかとありますけれども、500人はすごく多いなど。内規に基づいて協力会員、つまり専門委員などを委嘱されるのであれば、法定会員は300人で十分ではないかと。大会議室のキャパも限られているようですから、300というのは非常にいい数ではないかと思いました。

法人案のⅡ、Ⅲは政府の関与があるから絶対に認め難いという御意見ですが、これは国が業務に関する経費を出す法人ですから、一定の関与は仕方がないと思います。絶対に国の関与を認めたくないというのであれば、+αなしの公益法人にされればもう完全に自由にやっていただける。そのときに国に金を出して欲しいのであれば、+αぐらいいは受け入れても良いのではないかと思います。

監事、評価は法定でいいけれども、大臣任命は受け入れられない、内規でやりたいということですが、先ほどから原田委員やその他の委員からも御意見が出ていますが、多くの法人では、法人の元職員が監事になっているところは非常に多いです。ですから、監事が何人になるかは知りませんが、1人は内部のことをよく知っている方を監事に推薦されれば、その方が任命される可能性は高いのではないかと思います。全く知らない人を持ってきても恐らく機能しないと思います。

法人について学術会議に質問させていただきたいのは、今議論されている法人では、理事長と会長が同一人物になると想定されているかということです。例えば東京科学大学などは経営と教学を分離するというので、理事長と学長は別ですね。例えば学術会議だって経営には法人経営のプロを持ってきて、会長には審議に専念していただく。自由に独立な立場で、何を言っても理事長はやり過ぎだとかそういうことを言わずに、法人経営に専念されればいいと思います。ほかの例も見てみますと、例えば公益財団法人国際科学技術財団も理事長と会長は別のようなようです。どういうイメージを持っておられるのかとこの機会にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

どうぞ、日比谷副会長。

○日比谷副会長 宝野委員の最後の御指摘について今の考え方を申し上げますと、現状では理事長と会長が別人物という法人の在り方を学術会議としては考えておりませんが、それはある種の二重構造になってしまうので望ましくないと。何と呼ぶか分かりませんが、1人であるという方向で私どもは検討しております。

○宝野委員 そのときに専任であればいいのですけれども、例えば非常勤の場

合に法人を経営していけるかと少し心配をしております。

○五十嵐主査 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 その点は会員選考等のワーキング・グループでも、まず会長は何年かという話から始まり、常勤か非常勤かということも何回か議論してきているところですが、今のところ必ず常勤という御意見が大勢を占めているわけではない状況だと私は理解しています。確かに常勤でない場合にその会長のエフォート率がどのくらいかは結構問題だと私も個人的には思っております。先ほど原田委員から好きない人をどんどん雇えるのだというお話がありましたけれども、仮にそうなった場合、仮に法人化して、しかしこの期に会長にふさわしい人は非常勤だけれどもこの人だとなったら、よい人を雇って事務局機能ががっちりそれをサポートしていく形になるのかと推測をしています。

以上です。

○五十嵐主査 どうぞ、大久保先生。

○大久保第一部副部長 任命拒否問題については、今日の議論の中で日学から持ち出したものではないことだけ申し上げておきます。

その上で、お金の出し方と法人の形態を結びつけるというのは、前回島村会員が説明したように、この場に出てきた内閣府の資料がそういう見せ方をしているのもそのように見えるだけで、そういう必然性はないと考えております。

海外のアカデミーに関しましても、海外のアカデミーを整理された表の段階では、あまりにも独自の整理過ぎてこれを基に議論できないと申し上げて、それ以上申し上げなかったのですけれども、例えばレオポルディーナについて、連邦と州が経費を全額出しているのは協定に基づくものであって不安定なものであるかのような議論がされていましたがけれども、ドイツの憲法である基本法では、基本的に特定の地域に限られない重要な科学的事項に係る協力については連邦と州が協定に基づいて定めるとなっておりまして、憲法に基づく大変高いレジティマシーがある方法でございますので、単なる私人間の契約と同じようには考えないほうが良いということだけ申し上げておきます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

永里委員、どうぞ。

○永里委員 これまでの意見について私が同意するような言い方になるのですけれども、10月22日の学術会議の総会において法人化ありきではないという会員の発言に対し、光石会長からそれを追認するような発言が見られました。法人化に向けた議論を学術会議内及び内閣府の会合で行ってきた点をきちんと踏まえるべきではないかと。光石会長は本音は法人化に反対なのですか。そういう言い方に聞こえました。

それはともかくとして、法人化がいかにいいことかというのは前回も言って

いるのですが、望ましい形に法人化すれば自由に活動ができるし、自由に真理の探究ができるはずです。ここは学術会議を交えて望ましい法人化を考えるべきだと思うので、そういう議論をしたいということを言っているのです。マネジメントの自律性が高まるという法人化のメリットは別の委員が先ほどおっしゃいましたので、そういう点でここは法人化をきちんと議論すべきだろうと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

昨年の有識者懇談会では、法人化をしてより良い役割発揮ができるように予算も含めてやるべきであると、私も委員ですけれども、そのように結論を出しています。このワーキングでは、より良い役割発揮ができて、なおかつ独立性を保てるような仕組みをつくっていかうという話をしています。この間の総会の話は私も違和感を持ちましたけれども、光石会長の真意はそうではないと思います。

○日比谷副会長 私は光石会長ではありませんので、真意がこうだと申し上げることはもちろんできないわけですが、想像するとというか日常的に話していますので、真意は主査がおっしゃったとおりで、学術会議の独立性が保たれるような形、学術会議から提案をしているより良い役割発揮ができるような形態を望んでいるということで、まだ100%そうなるという確信が持てないという意味の発言だったのではないかと、これは私の想像でございますが、推察いたします。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 評価に移っていく前に評価とも関連するので一言だけ、さっきの宝野先生の御指摘で、理事長と会長なり学長的なものが2人いるのかどうかというお話でした。政府側というか、私も取りあえずは会長1人というつもりで設計していましたが、ここ数か月の中で、そして今日の宝野先生のお話を聞くと、私立大学みたいなイメージですね。確かに理事長と学長、会長を分けるのも頭の体操としてはあり得て、そうすると理事長が常勤になって、経営のことは学者さんたちは一切気にせずに自由に議論し活動していただける形になります。その場合、事務局、法人の独立性自体はどうなるか設計次第ですけれども、少なくともぶら下がっている学術会議という会議体は自由に活動できると。例えばそういう形態をもし設計し得るのであれば、それがいいと言っているわけではないですけれども、そういう発想もあり得るということを言っていて、評価するときには何を見るか、法人のガバナンスをどのくらい会員の方々に期待するかもかなり関連してくるような気がしました。鋭い御指摘だと思った次第です。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

佐々木委員、どうぞ。手が挙がっています。

○佐々木委員 佐々木です。

私はこのワーキング・グループの委員でもあり、現役の研究者でもありますので、研究者目線で何点か発言させていただきたいと思います。

今日はある程度案もたたき台も出てきた中で改めて感じるのは、ここの会場にいらっしゃる皆さんの共通の思いは、世界に誇れる強いナショナル・アカデミーをつくりましょうということだと思えるのです。ですから、そのときに我々はまさに岐路に立たされていると思います。今までどおりでというのも、もちろん一つの案だと思いますけれども、現実にも私に周りに会員の先生方がおられますけれども、本当にトップ研究者が手弁当でどうにか活動を回している状況でありますので、この状態を放置するのは、そういうまさにvery bestな研究者の方に、今は申し訳ないという思いを私は個人的に持っております。ですから、いろいろ議論が合わないところはあるのですけれども、予算増も含めた形で強いアカデミーを日本で作っていく、それが大きな目標だと思いますし、そのことは学会の先生方にも御理解いただけるのかとも思います。

その上で、まず1点目は、考慮はされていると思いますけれども、アカデミアの組織はシンプルであるべきだというのが、いつも申し上げておりますけれども、重要な点だと思います。大事な点は、例えば私も大学の人間ですので、大学でいろいろな評価対応や管理業務があるときはもちろん本務ですので、それは時間を割いてでもきっちりやりますけれども、学会さんに来られている先生方は基本的にそれが本務ではなくてほぼボランティアに近い形なのです。ですから、ボランティアの先生方の集団であるところにそういう独法に近いがちの組織をつくるというのは厳しいところがありますので、できるだけ組織はシンプルに簡素なものにしていただくことは引き続き御検討いただきたいと思います。

その上で、最後なのですが、この議論の難しいところは、アカデミア、大学も含めてこれは本質的にボトムアップの組織なのです。他方、国の税金を使わせていただくという観点では、国が支援する公的な組織にならざるを得ないところがありますので、国民の税金を使う以上、何らかのチェック機能、そして外部の目は外せないのではないかと思います。内閣府さんからもアカデミアの特殊事情はリスペクトしますということを何度も発言いただいておりますし、学会さんも国の税金を使ってあとは勝手にということではなくて、ちゃんとガバナンスはやりますということによっていただいております。議論がかなり煮詰まってきましたので、学会さんとして譲れない部分が幾つかあって、

政府、国として税金を使う以上譲れないところはあるのですね。ですから、お互いにうまくリスペクトしていただいて、両者がゼロ回答のままですと何も進まないままでじり貧のまま次の5年、10年ということになるのですけれども、どうにかリストアップして、一つ一つ接点を見つけていくことによって世界に誇れるアカデミアがつかれると思います。それが最後の大きな我々の共通の目標だと思いますので、せめてゼロ回答と言わずにお互いに政府も学術会議さんもうまくすり合わせをぜひお願いしたいと一委員として思っております。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

佐々木先生がおっしゃったとおり、組織はシンプルに、そしてガバナンスもシンプルに、ワーキングの初めにそのように考えた話です。今日の政府の提案もシンプルにしようと、特に中長期計画に関しては非常にシンプルにしようとしています。評価に関してもシンプルにしたいと、監事の役割もなるべくシンプルにという話になっています。今日は評価のところはかなり詳しく説明がありました。例えば資料7「委員の要件等」のところ、ここに評価委員会や監事の所掌事務や要件ですね、かなり細かく書いてあります。なるべくシンプルにしようと考えてつくったのだと思いますが、これに関してどうでしょうか。

では、まずは原田委員、先ほど言いたいことはたくさんあるとおっしゃっていただきましたので、これに関して。

○原田委員 この資料6と7を拝見して、また前回発言したことも振り返りながらコメントをしたいと存じます。

前回、たしか私は学術会議における評価はプロセスの評価であるべきと申し上げました。どういう評価基準で評価をするのかに関して、実体的な中身に関する評価をする委員を政府が選ぶとなると、それはいいとか悪いとかという形で影響が及んでくると学術会議さんが心配なさることはよく分かります。私が前回申し上げたプロセス評価というのは、一旦定められた中期的な活動計画に基づいて学術会議の活動がなされたのかどうかをチェックするという趣旨です。

研究は言わばプロトコルがすごく大事、どういう手順で研究を進めていくかが非常に大事だと思っています。例えばインタビューするときには倫理委員会にかけるとか、あるいはちゃんと集めたデータは公開するとか、ピアレビューにかけるとか、要は一定の作業手順に基づいて一定の結論を導くというのが研究の活動なのだと思います。広い意味での研究活動に含まれ得るのが恐らく研究先にある科学的助言だと考えるならば、プロセス評価を中心に評価は制度設計されるべきではないかと思っています。

そう考えていくと、誰が選ばれるのか、とりわけ政府が評価者を選ぶことの影響力は、実体的な評価とプロセス評価の2択で行くと、よりプロセス評価のほうがその影響力は当然ながら弱まらざるを得ないと思います。そういう意味

で、例えばこのように考えると、学術会議さんと政府案での妥協も決して無理ではないのではないかと思います。

もう少しだけ申し上げると、中期的な活動計画をある程度抽象的にしておく、そしてそのプロセスがたどれたかどうかをトレースすることを忠実にしていけば、恐らくは学術会議が懸念なさるところは幾分はなくなるのではないかと考えております。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

今のお話は今日の資料6、7ですね。評価の趣旨・目的と所掌事務、要件のところ。原田先生がおっしゃったような、プロセス評価であって内容まで立ち入る話ではないので心配する必要がないというところは、この資料からうかがえるのでしょうか。学術会議、どうでしょうか。

○大久保第一部副部長 その点につきましては、まず大変共感するところがございますので、その趣旨は明確化していただければありがたいと思います。

その上で、そうした場合に資料6の右側の※の2個目では、学術会議からの独立性を担保するため学術会議の外部の機関として設置すると書いてありますが、この点は政府からの独立性を担保するため学術会議に設置するのではなぜ駄目かが理解できない。どちらの独立性担保が重要かという観点で次は考えていただければいいと思うのですが、第1段階としては今のご趣旨のプロセス評価ということで合意ができるのであれば、そういう方向性は望ましいものかと思っております。

○日比谷副会長 親の懇談会に出ていらっしゃる方々はよく御存じですが、上山委員からメタ評価という言葉も以前出ましたね。原田委員がおっしゃっているプロセス評価と、今、ここにいらっしゃるらないので、上山委員がメタ評価でイメージなさっているものとのすり合わせというか、その辺りはどのように考えればよろしいのでしょうか。笹川室長、もし上山委員がメタ評価で何を意図なさっているか御存じでしたら教えていただきたいところです。

○五十嵐主査 笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 私も裏で委員の先生方と相談しているわけではないので、基本的には懇談会での御発言以上のことは分かりませんが、おっしゃっていたのは、この資料6でいうところの年度計画の自己点検・評価、主にここでファクトの達成状況などについて自分たち各省、この場合でいうと学術会議が評価をするわけですね。その評価が適正に行われたか、この辺は原田先生のほうが詳しいと思いますが、評価委員が例えば客観的にちゃんと選ばれているかとか、十分なファクトに基づいて議論したり評価したかとか、そんなことをこの評価委員会で見る。したがって、実際に評価委員会が資料を取り寄せてファクトを一つ

一つチェックするというよりは、各省が行った確認が大丈夫そうだったかどうかを見る、そのようなものなのかと思っています。この辺、上山先生にももう一回お話を聞かないといけません。

そうすると、先ほどの原田先生のお話、いろいろ考えたいし、また相談させていただきたいと思いますが、ファクト面の確認も当然要と思うのです。幾ら少し大まかなアカデミックな計画といたって、全くファクトなしに評価はできないと思います。その部分はこの自己点検・評価などを活用して、二重手間にならないようにすればいいと。そこで場合によってはメタ評価的なやり方が入ってくる可能性はあると思いますし、原田先生がおっしゃったプロセス評価、懇談会やワーキングの先生は近いイメージをお持ちの方も多かったようなので、単純に足して2で割るみたいな話ではないですけども、両方の御指摘を踏まえて設計をもう一回考えていきたいと思っています。

○五十嵐主査 どうですか、原田委員。

○原田委員 私ももう一方の方が何をおっしゃっているのか全く存じ上げないので分かりませんが、プロセス評価というのは私の造語です。ここに書いてるとおりだと思ってください。計画に沿って行われているかということですが、もう少し別の比喻で御説明さしあげると、科学的助言を一つのプロダクトとすると、プロダクトの工程管理だと私は思っています。例えば最終的な科学的な助言が仮に立派な研究者だったとしても、その人の思いつきで書かれたのでは困る。例えばどういうエビデンスに基づいているのかとか、どういうステークホルダーとディスカッションしたのかとか、分野横断的になっているのかというような幾つかの関門がある、品質を管理する工程が恐らくあるだろうと。どういう工程が望ましいかは学術会議さんで決めてください。その工程を経て出てきたものは、恐らくはプロダクトとしては信頼性もあるし、つまりもう一回別の人がやっても同じことが出てくるようになる、つまり人に依存しないとか、あとは妥当性、これは目的にかなっているねという形で、恐らくプロダクトの品質が確保されるのだと思います。要は、その工程を経ない限り駄目だ、ただ、その工程は学術会議さんでお決めになったらどうですかと。それは関門が幾つかちゃんと事前に用意できるはずで、ふだんもなさっていることではないかと思うのです。それが私が考えているプロセス評価というものです。

以上です。

○五十嵐主査 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 現状を御説明しますと、前期にプロセス、どういう工程を経て科学的助言を発出するかについては随分考えまして、対応委員会をつくって幾つかの関門を設けたところです。前期はそれで質を担保することを主に考えていたのですが、今期になりましてから、私は担当が違いますが、別の副会長の

下でスピーディー、タイムリーな発出とあちこちで使っていますが、質の保証はもちろん大事ですけれども、あまりに時間がかかり過ぎるのもいかなものかという意見がありまして、そこをうまくするにはどうしたらいいかを、システムを入れるなどはお金がかかるのでなかなか実現していませんけれども、スピードアップすることを考えているので、原田委員がおっしゃったようなことは既にももちろん考えていて、パーフェクトではありませんけれども、その方向に向かって進めていると御理解いただいて大丈夫だと思います。

○五十嵐主査 どうぞ、大久保先生。

○大久保第一部副部長 原田先生の造語ということで、その取り方が人によって異なってしまうと困るので、趣旨をもう一度確認させていただきたいのですが、日学側からの提案では基本方針と呼ぶものに照らしてプロセスがそれが実現されるようになっているかをチェックしていくのかと思ったのですが、副会長からお話がありましたように、システムとしてはまさにそういうことは査読のプロセスの中でやっているわけなのですが、今のお話は、一個一個についてそれをチェックするという趣旨ではないですね。

○原田委員 それは学術会議さんでお考えになったらいいのではないのでしょうか。工場ではないので物によっても違うし、状況によっても違うので、学術会議さんでこういう科学的助言についてはこういうプロセスがいいだろうと。例えば地理的、時間的なスパンがどれだけ大きいかによってどういう工程を想定するのは恐らく違うだろう、条件依存的だろうと思います。ですから、10個全部やれとか、この項目をチェックしていないとどうだということについては、あらかじめ言えない。それは学術会議さんで、こういう提言についてはこう考えるとおっしゃればいいのではないかという気がします。

○大久保第一部副部長 なるほど。現在でも勧告や意思の表出の種類によってプロセスが違うので、多分そういうシステムが確保されていることが確認できればいいという趣旨だと理解しましたが、そうであれば、表現をどうするかの問題は別といたしまして、大変貴重な御提言をいただいたと思いますので、具体的にどう表現するのがよいかも含めて、また今日の場で時間が足りなければいろいろ御議論させていただければと思います。どうもありがとうございます。

○原田委員 これは私の意見ですから、皆さんの意見ではなくて、私はそのようにしたらいいのではないかと。

○大久保第一部副部長 もちろんです。

○原田委員 これは毎回申し上げておりますけれども、スピードの問題もありますけれども、もう少し大きなタマをどんと打ってほしいと。そこにしつこくこだわってほしいと。ですから、生産工程がプロダクトをとりまとめた段階で終わるのではなくて、売りさばくことのほうがもっと大事。本当に食い下がっ

てでも政府を納得させるとか、そちらのほうが私は少なくとも大事なのではないかと思っています。そこまで含めた工程です。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

理解が深まったような気がいたしますが、そうだとした場合に、先ほどの独立性はまた別のフェーズの話なので、御議論いただきたいと思います。

○五十嵐主査 独立性というのは、資料7の評価委員会の任命者は総理任命であると、その話ですね。

○大久保第一部副部長 そうです。置く場所が内閣府ということと、その委員の大臣任命ということです。

○五十嵐主査 私は資料6を見る限り、任命された評価委員が内容に関してこれは駄目、これはいいとか、そういう話はここからは読み取れないのですが。資料7を見るといろいろ細かいことが書いてありますので、どのように法定化されるのだろうと、そのところを気にされているかもしれないですね。

○大久保第一部副部長 おっしゃるとおりで、その後の運営助言委員会についても事細かに「『二』が委員の過半数」とか、法定するつもりなのかどうかよく分かりませんが、書いてあります。しかも外部評価が同じ委員になってくるといことになりますと、非常に閉じられたシステムという感じがいたします。また、運営助言委員会の話になってしまいますが、活動の基本方針はどこに重点を置くかというアジェンダセッティングの大変重要な部分であり、そういうことを議論する予定の組織において管理・運営に関する知識を有する者が過半数を占めることにすると書かれていることなど、懸念される事項が数多くありますので、日学の懸念はこの内容では払拭されない。

○五十嵐主査 ただ、運営助言委員会は会長が任命しますので、会長の諮問機関といいますか、そう思っていただければいいと思います。

○大久保第一部副部長 資料の○はペンディングという意味なのですか。以前のお話だと評価と運営助言と選考助言は委員を兼ねてもいいのではないかとかいう意見がありましたが、どのような人を委員にするかについて、このように細かいことまで法定するのは必ずしも通例ではない。この利用の書き方は、一号、二号というものを想定しているように見えますけれども、運営助言委員会を仮に置くとしても具体化は内規で結構で、そこまで御配慮いただかなくてもいいということです。

○五十嵐主査 分かりました。

いずれにせよ資料6は、学術会議もそれほど大きな違和感はないといいますか、自己点検・評価は学術会議内部でやる、これに関して評価委員会がレビュー評価かメタ評価、これは上山委員が言っていた話ですけれども、そういった評価を行う話です。提言等の細かい内容に関してではなく、活動のプロセスを見

るのだと。ここにはそういうことが書かれているような気がするのですが、また詳しく読み返していただいて。

○大久保第一部副部長 任命のところは。

○五十嵐主査 任命のところはいろいろあるのでしょうかけれども、資料6の評価については、ここに書いてあることは大体原田委員がおっしゃったようなプロセスに関して評価委員会は見ていくものなのだと。この所掌事務の一番下のところに中期的な計画を策定する際に意見を述べると。要は、どういうプロセスにしたのかまで含めて評価委員会では見ますよ、それに従って活動しているかどうかを評価すると原田委員はおっしゃっていると思うのです。

○大久保第一部副部長 先ほど主査がおっしゃいましたように、最初に資料6を見ただけではそのようには理解できませんでしたので、これはまた追って検討させていただくということと、資料6の○が3つぐらい並んでいる最初の趣旨・目的のところですが、2番目、3番目の趣旨・目的であるとすれば、日学提案型のパブリックコメントに付して幅広く意見を聴くということで目的が達成されるし、そのほうがよりよいのではないかとということも申し上げておきたいと思います。

以上です。

○五十嵐主査 分かりました。

恐らく両方だと思います。市民社会へのアピールといいますか、科学技術コミュニケーションはきちんと市民に対してもやると。それは大前提である中で、特別な法人Iタイプで行くとするとこういった評価委員会が必要であって、しかしそれはメタ評価、レビュー評価あるいはプロセス評価であるということ、内閣府も笹川室長も言いたいのだと思います。笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 ありがとうございます。

ほぼそういうことだと思います。パブコメについての問題点はこの前に瀧澤先生がおっしゃっていましたが、いずれにしても今日出された紙にあるとおり、ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス、いろいろな方へのいろいろなやり方での説明はどんどんやっていたらよいわけで、我々はこの制度、この法人をつくる、そしてサポートする側から、特にIの場合は国民との約束としてこういったものは法定をしないといけない、そういうことを言っています。したがって、基本的に主査の説明のとおりです。

プロセス評価、原田先生から、造語と言いつついつもの的確にまとめていただいて感謝ですが、この紙もほぼそれに近いつもりでつくっています。先ほど説明を少し飛ばしたのですが、資料6の真ん中の評価の基準の提示、ここも結構大事かと思っていて、これは中期的な計画を学術会議がつくるときに委員会が相談を受けて意見を言って、そのとおりになるかどうかは別として計画

をつくります。その過程でいろいろ議論しているわけですから、では、5年後、6年後はこういった視点で見るとねということをおある意味で事前に示しておくことになろうかと思えます。このときに何を示すか、事務局としては今日の御議論も踏まえて次回にでももしお示しできたら、たたき台として素材として出せたらと思っていました。今原田先生のお話などを踏まえると、まさにどういうプロセスをたどったのか、ちゃんとコミュニケーションを取ったのか、フォローアップしているのか、そういったことも含めてかもしれませんが、そういったものを幾つか提示していくということなのだろうと思えます。

いずれにしても、この評価委員会が上から独断的に何か決めるというよりは、今日は御欠席ですけれども、小幡先生がおっしゃっていましたが、評価委員会に対して、したがって、各ステークホルダーの委員に対して学術会議がどのようにきちんとやりましたということを説明していただいて、それをもって手形を落とし、外部に発信していくという仕組みを考えております。今日はいい議論をしていただいたと思っています。もう少しまた練るところは練って次回につなげていきたいと思えます。

○五十嵐主査 どうぞ、大久保先生。

○大久保第一部副部長 何度も申し訳ありません。念のために申し上げておきますが、パブリックコメント等を法定して行うことに関しましては、これは主務大臣任命に代わる説明責任の確保の手法として考えておりますので、両方やればいいというものではないというのが基本的なスタンスであることです。国自身の政策評価ではそもそも第三者機関としての評価委員会は置かれておらず、パブリックコメントもされていない。現在の政策評価が全く機能していないものであると評するのであれば別ですけれども、そういうものでも政策評価として現在なされている中で、日学としてはそうではない方法できちんとパブコメをして国民に説明責任を果たすやり方で自己評価、それから日学が設置する外部評価の適正を担保し、説明責任を果たし、透明性を確保する、そういうコンセプトになっているということだけもう一度説明しておきたいと思えます。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

まさにそれがプロセスではないかと思うのですけれども、自己点検・評価を出すわけですね。その中にパブコメをきちんとする、要するに市民社会にこう訴えかけている、そういう話を自己評価にまとめて、評価委員会がそのプロセスがきちんとされているかどうかを見るということをおここでは言っているように思うのですが。いずれにせよ今日は笹川室長もこれに関してあまり詳しく時間を取って説明していなかったと思えますので、分かりました。

宝野委員、どうぞ。

○宝野委員 私、法人評価を受けている立場から説明させていただきますと、我々も自己評価を行います。その自己評価を大臣が任命した評価委員に評価をしていただく。評価は一般に外部評価と呼ばれるように、自らが選んだ評価委員ではなれ合いや自作自演になりますので、客観性や説得力に欠けると思えますね。

資料7ですが、任期につきまして、例えば我々も評価を受けているときに、これは違うなと思うようなことがあるのですけれども、その評価委員の考えを変えるというのは非常に難しく、その任期期間中、我々は耐えなくてははいけないわけですね。ですから、全員が6年というのはなかなか厳しいなと。ですから、任期を6年に定めたら、3年ぐらいで半数が替わるといった構造のほうがいいのかと思います。世の中には様々な意見を持った方々がおられるので、評価を受ける側と意見が異なる評価委員も国民の代表であるということ、その意見にも真摯に耳を傾ける必要があると私は理解しています。

この資料7で運営助言委員会と書いておられますが、これは会長任命になりますから、むしろそれこそ法人化された後は御自由になさってくださいという部分ですから、この資料7の2つ目の行にあえて書く必要はないのかと思いました。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

何か御意見はありますでしょうか。

○大久保第一部副部長 基本的に自分で任命するとお手盛りになるということなのであれば、そしてもしそうではないとしてもそのように外部から見えるということであれば、これも繰り返しでまたかと言われるかもしれないのですけれども、最初に日比谷副会長が話したように、政府が任命した者が内閣府の下に置かれて、それが評価をするというスキーム自体がどう外から見えるかも、特に国際的にどう見えるかも考慮していただきたいということでございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかにこの評価に関して御意見はございますでしょうか。

藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 先ほどプロセス評価という造語とはおっしゃっていましたがけれども、私も評価に関わっていて、まさにプロセス評価だと思っております。プロセスに沿っているかという話でしたが、まず評価をするというときには、プロセスがちゃんとあるのかなのか、設定されているのかされていないのか、これはまず入り口として非常に大事。そして、その設定されているプロセスのルールが適切なのかということを見て、適切なルールだということになればそれに沿っているのか、そういう3段階を経ると思っています。それを一旦は内

部で自己評価をしていただいて、その自己評価にかぶせるようにはなってしまいますけれども、自分たちが選んだ人ではない客観的な人によって確かにそのとおりだねと言ってもらうことによって、御自身でやった評価が適切だったという結論になるのだろうと私は考えています。

それと同様に、監事についても、監事がやみくもに何かおかしいのではないかと言うわけではなく、監事も組織が設定したルールがあるかどうか、なければいけないのはおかしいのではないか、あればそれが適切かどうか、そしてそのとおりにやっているかを見ていくのが監事です。そして、監事はべたっという議論が前回ありましたが、内部の一定の距離感が少し近いところに立場を置きながら、その中で議論されていること、配付されている資料、そして大変重要なのですけれども、そこに流れる空気感みたいなものは本当に監査において大事でして、例えば、すごく盛り上がっている人がいるけれども、物すごく引いている人がいたりして、ここはちゃんと民主的な議論がされていないのではないかとというようなことは空気感で見えてきたりするわけですが、それはべたっと一定の近さでいることによって感じ取れるので、その原因は何なのかといったことをトップと議論して行って、よりよい組織にしていくことが大事なのだと私は思っています。そういうことで、評価についても監事の監査についても勝手に自分たちでつくったルールのようなものに基づいて何か言うということでは決してないと思います。

また、先ほど評価の基準という話が出ましたが、評価の基準も監査の基準もあらかじめつくらなければいけませんので、そこをきちんと議論をして、両方で合意ができてやれることだと思いますので、押しつけや独立性に反するということがないようなプロセス、そこにもプロセスが必要であると思っています。

任期なのですが、確かにチェンジの可能性があるほうが望ましいことは、私も評価される側で同じような思いをしましたけれども、ただし、評価は理解がなかなかできないような短い期間でしかやれない方がやみくもなことを言うのも困る話でして、適切な資質、能力がある方にある程度長い期間務めていただいて、十分理解していただいてやっていただくことも必要なもので、期間を短く区切っても再任の期間は少し長めにもできるというような余力ある制度設計にしたほうがよいのかと。ましてや、会長より短いとか会員の方よりもあまり短い期間でころころ替わられると、評価される側の手数もかかりますし、安定性がないのでよくないのではないかとすることは思っています。

以上です。

○五十嵐主査 学術会議はよろしいですか。

○日比谷副会長 今、藤川委員から監事についてお話がありましたので、資料7で、これは別に今日決めるわけではないと理解しておりますが、監事の所掌

事務の最初のところ、「会議の業務及び財産の状況」は割と分かりやすいのですが、「並びに」の後で「会員の職務の執行の状況を監査する」とあるのですが、この部分は藤川委員が御説明くださったような監査の役割、空気感ということも含めて、会員の職務の執行の状況の監査は具体的にはどのようなことが想定されるか、決まりではないですけれども、今の時点でお考えを教えてくださいませんか。

○五十嵐主査 どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 これはもともと提言や学術的な内容に入らないという話ですから、あの人が提案した提言がよくなかったとか、そういう話ではありません。それもあって資料4などを用意している。この辺りは本当はもう少し議論が要るのだと思いますけれども、法人になった場合に、独法とは違うので、理事長や理事だけが責任を取るのではなく、まさに社団法人や財団法人みたいに、会員全員がある意味で責任者になります。そういう意味で働き方を必要に応じてチェックすると。先ほど、監事の業務は財務事項に限るべきという御提案がありましたが、これは会計検査ではないので、学術会議がルールに従って運営しているかは見ないといけないから、業務執行も対象になります。それが会員が全員役員みたいな感じになってしまうこととの兼ね合いでこういう書きぶりになっていると。事務局としてはそういうつもりです。

監事のところはお願いします。

○藤川委員 これについても、法律上、会員の職務は何なのかということは書かれると思います。したがって、その職務をちゃんとやっていない方が出得るかもしれませんし、やっているのが普通だとは思いますが、やっていらっしゃるかどうかを見るということで、その結果としてちゃんとやっていたというものが通常の形態かと思えます。

○五十嵐主査 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 そうすると、会員の職務は今の感じで考えますと、審議活動に参加して、分科会のメンバーになって、提言の発出に関わるとか、国際活動に従事するとか、地方への学術振興を推進する、幾つかございますけれども、A、B、C、D、Eとざっと会員がいたら、この人はこれをやっているみたいなことで、何にもしていない人はいないですねというようなイメージでよろしいですか。

○藤川委員 ざっくり言えば、そういう義務に反して全然出席していないような方がいらっしゃれば、さすがにこういう方が選ばれて何もしないというのはどうなのでしょうかとこの話は出てくるかと思えます。

○日比谷副会長 分かりました。

○五十嵐主査 大久保先生、何か。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

業務の執行という用語が抽象的なので、どこまで入るかが分かりにくい問題は私も感じているのですが、藤川委員がおっしゃった監事の3段階の作業については、全く違和感がありません。

質問は、とはいえ監事については、自ら監事を選ぶ組織も少なからずあり、大臣が任命している組織ばかりではない。そうした場合に、自ら監事を任命している組織はお手盛りと呼ぶのかということ、そういうわけでもないと思いますので、そこは必ずしも自ら選ぶからお手盛りになることにはならないのではないかという質問が1点と、監事はある意味でバランスのための機関なので、会長を互選するのであれば総会で監事を選ぶほうがナチュラルなのではないかということに関してはどのようにお考えか。評価委員と同じですけれども、そういう監事の特徴からいえば、学術会議が選んだとしても独立的でなければならぬはずで、ある意味、組織の内部統制をしていく者としては、むしろ大臣任命のほうが特殊かもしれない気もするのですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○藤川委員 これについては、先ほど大久保さんが資料2の内閣府側が提出したのに関して、いかにも経費の入り方によってガバナンスが違うのだという見せ方をしているということをおっしゃっていたのですけれども、私はこのお金の入り方は大事なところはあるかとは思っています。そして、グラデーションみたいなもの、グラデーションみたいなものというのは、国との関わりがどのように組織としてあるかどうか、純然たる民間なのかとか、完全に国が認可した法人なのかとか、独法なのかとか、そういう国との関わりにおいてグラデーションがあり、そしてⅢではありませんよということではありましたけれども、Ⅲの公益法人+βという形の場合に、これは私立学校に近いものという話がありましたけれども、私立学校のようなところは当初民間の誰かが私財をなげうってつくったとか、あるいは公益法人も似たようなところがありますけれども、そういうことによってある意味何かを任されているわけではなくて、自分でお金を出して自分でやろうという組織、グラデーションの問題でお金は私立学校だって入ってはいるのですけれども、そこに大きな違いがあるので、よって今回考えている法人形態のグラデーションによって監事の任命の在り方は変わってくるのだと思います。学術会議の方々がどうしても監事は自分たちの総会で任命するのでなければ困るのだということであれば、御自身で法人をつくられてやっていくことになるのかと、私はそのように理解をしているところではあります。

○五十嵐主査 笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 ありがとうございます。

私も全くおっしゃるとおりだと思っています。私立大学などは公益法人、今、藤川先生からも最後にお話がありましたけれども、あれは私財をまさに民間の方が持ち出して自分たちで組織をつくった、だから運営を一部理事会などに任せると同時に、監事も設立した人たちが選んでチェックさせるという話でした。学術会議は自分たちでつくったわけではなくて国が設けるわけですから、チェックは法人を作った国がやらざるを得ないということです。まさに藤川先生がおっしゃったとおりなので、その仕組みが嫌なのであれば、自分たちで最初からつくっていただくしかない。それがいいとは思いませんけれども、そのように論理的には行かざるを得ないということだと思っています。

○五十嵐主査 矢作副室長、どうぞ。

○矢作副室長 1点だけ補足的なのですけれども、要は、ほかからお金が入ってくる見込みがあれば、一生懸命自前であってもきちんとした評価をしますと。つまり、そうでなければお金が入ってきませんので。一方で、そういう仕組みになっていない法人、つまり資料2の左のほうのIに近ければ近いほどそういうインセンティブが働きにくくなるのではないかと思いますので、その点も踏まえて御議論いただければと思っております。

○五十嵐主査 どうぞ、大久保先生。

○大久保第一部副部長 今の御発言はよく理解できなかつたのですけれども、基本的にはナショナル・アカデミーというものを立法者が維持したいと思っっているのかどうか、そしてナショナル・アカデミーのガバナンスのコアが何かという理解が違っているというのが1点と、お金の問題だけであれば、現行の仕組みとの優劣を考えた場合に、どちらを優位と考えるのかという問題になるかもしれないというのが2点目です。結局独立性の問題とお金の問題をてんびんにかけるということなのかどうかという問題を検討せざるを得ない。

3点目は、先ほど公的任務を任されていることと公的資金が入っていることの2つを挙げられたのですけれども、公的任務を任されていて、そして自分で監事を選んでいる組織はありますので、結局どうも伺っていると、お金の入り方で違ふのだということをおっしゃっているのではないかと理解をいたしました。もちろん完全な民間組織であればそうではないというのはいいのですけれども、公的組織の中で見ますと、公権力の行使を委ねられていても監事を自分で選んでいる組織はありますので、そこはそれがおかしいというのでない限り、結局お金の問題と考えていると理解いたしました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

笹川室長、それはいかがですか。

○笹川室長 何度も言っているとおりなので繰り返しません。さっき話があったとおり、グラデーションなのだと思います。

○五十嵐主査 どうぞ、宝野委員。

○宝野委員 後学のために教えていただきたいのですけれども、自ら監事を選んでいる法人はどちらですか。

○大久保第一部副部長 例えば弁護士会です。

○宝野委員 それは国の法人になるのですか。

○大久保第一部副部長 公法上の法人です。強制設立団体で、しかも弁護士の懲戒権という公権力が与えられていますので、通常の民間法人とは全く異なります。

○藤川委員 でも、あそこは会費を全部自分で払っているような組織ですね。

○大久保第一部副部長 しかし、それを公的な機能ではないと言う人はあまりいないと思いますし、ですから、私はお金の問題ですかと伺ったわけで、結局そこに帰結しますかというのはその意味です。

また、グラデーションがあるというのは日学からずっと申し上げていることですが、政府のグラデーションの中身は、結局二者択一なのですね。お金を出すのであれば監事は大臣任命というようにグラデーションになっていないのではないかというのが日学案との違いかと思います。

以上です。

○五十嵐主査 分かりました。

そのグラデーションというお金とガバナンスの強度という面でいうと、それはそのとおりだと思います。

今日の冒頭の設計コンセプト、既存の行政組織のそういった枠組みを超えたものをつくるべきだというお話、それに関しては残念ながらここでは議論が深まりませんでした。恐らくこれに関しては相当長い時間が本来必要だったと思います。残念ながらこの議論は、委員の先生方もこれをいただいたのが今日ですから、どうやって透明性を保って、どうやって市民社会へのコミュニケーションをしていって、どのように国がお金を出すのに値するものだと国民が知ることができるのかという話で、それは大変難しい設計が必要だと思います。設計コンセプトと書いていますけれども、それに関してはここで議論している時間が、残念ながら今日はなかったと思います。

そろそろ時間が来ましたので、今日はこれ以上いろいろな話はできないのですが、笹川室長から会員選考等ワーキングの話がありました。選ばれたvery bestな会員が存分に働けるような身分に関する仕組みであるとか、会長の選考方法等、これらは今日ここで御意見を伺っている時間はありませんが、お聞きしてなるほどそうだなと思いました。会員選考等ワーキングがあるのは来週ですか。そこでこれから議論をする話ですけれども、我々としてこれをざっと見て、もし御意見、御質問があるようでしたら。

どうぞ、日比谷副会長。

○日比谷副会長 今回も大変に文書を出すのがぎりぎりになったことは、いつものことですが、申し訳ないと思っておりますが、会員選考等ワーキング・グループにも、どのような形でということはまだ検討中ですが、文書は出す予定で、最終的には次の有識者懇談会の機会に、会員選考は大変重要なことですので、文書を準備しているところです。

○五十嵐主査 分かりました。ありがとうございました。

予定の時間が参りましたので、ほかにこれだけはお聞きしたい、あるいは言っておきたい話、委員あるいは学会議の皆様からございますでしょうか。よろしいですか。

どうも大変長い時間ありがとうございました。

本日の議論の内容を整理いたしますと、大変いろいろなことを議論しました。整理するのは難しいのですが、まず冒頭、これは先ほど私が言いましたけれども、日比谷副会長から前回のワーキング・グループで出された資料を補足する形で学会議のスタンス、設計コンセプトについてのお話がありました。

それも踏まえて、法人形態の議論をしました。法人形態に関しましては、事務局からは前回ワーキング・グループと同様に、国からのどの程度の財政支援を必要とするかによって、必要となるガバナンスの程度は異なるという説明がありました。以前からのとおり、グラデーションの話です。財政的支援とガバナンスは不可分だという説明です。これは現行の行政法といいますか、行政組織の中にあつてはこうであるという話です。学会議からは、学会議が適切と考えるナショナル・アカデミーの設計コンセプトについて御説明いただきました。特別な枠組みの中で学会議は活動するべきではないかという話ですが、これに関して残念ながら議論が深まりませんでした。

法人化のメリットに関しましては、原田委員から2点かなり強力なお話があつて、私もそうだと思います。例えば事務局に関しまして、法人化すれば自分たちで事務局員も含めて自由に選ぶことができると。今、内閣府から大変優秀な方々が事務局に出向してこられますけれども、その方々をそのまま引きとめておいてもいいということもできるわけです。そういう話も含めて、法人化のメリットはかなり大きいでしょうという話、これは宝野委員も藤川委員も永里委員も瀧澤委員も佐々木委員もずっと言っている話です。いずれにせよ、組織の在り方に関しましてはいろいろ議論しましたが、委員と学会議の間で、これで合意しましょうという結論には至りませんでした。それはそれでいいと思います。議論をするのがこのワーキングの場ですから。

特別な法人に関して、内部組織のイメージがありました。これに関しても詳しく見ていただけるとなるほどそうかと思える、例えば資料4であるとか、資

料6、資料7、がありました。これに関しまして内閣府の側からかなり丁寧な説明をしていただいています。丁寧過ぎて押しつけがましいという話があるかもしれませんが、冷静に見ていただいて、ここはどうしてもというところがあるようでしたら、ぜひ学術会議から御意見をいただければと思います。

評価委員会委員、運営助言委員会委員、監事について、その要件や任期に関しまして議論いただきました。資料7は法案に近い格好になっています。本日はここに一つ一つに詳しく当たって議論している時間はありませんでしたが、これが内閣府案ということで、ぜひ御検討ください。

それから、評価については先ほど言いましたね。

会員と連携会員、会員選考等に関しまして内閣府から説明がありました。このワーキングの話ではございませんけれども、very bestな会員がいてこその日学ですから、そこに関して我々としましても議論をするべきであるし、意見を言うべきであると思っています。残念ながら今日は時間がなくてあまり議論できませんでしたが、資料11と資料13に書いてある会員と会長についての基本的な考え方はこの通りだろうと、恐らくワーキングの委員の方々は考えておられると思います。

以上ですが、本日は多くのことを議論しましたので、まとめになっていないかもしれません。

4月からのこのワーキングでは、学術会議のためにとあって、より良い役割発揮のためには法人化して予算をきっちり取る、その上で独立性を保ちながら自由な活動をしていただきたいという思いで委員の方々は発言しています。そのことは、日学の日比谷副会長も大久保先生もお感じになっていただいていると思います。

前回の有識者懇談会の後、ワーキングを2回開催し、一通り主要な論点について議論が出来たと思います。先ほど笹川室長から話がありましたが、この後有識者懇談会が開かれるようでしたら、私から検討状況について報告しようと思っています。

その場合、報告内容につきましては、前回のワーキング・グループのまとめで申し上げましたことや、今申し上げたことが中心になると思います。具体的な内容に関しましては、主査である私に一任でよろしくお願ひしたいと思います。

本日の議題は以上となります。いつものお願いですが、議事要旨の速やかな作成にご協力をよろしくお願いいたします。また、本日の概要についてはこの後記者ブリーフィングを予定しております。

私からは以上となります。本日は、御多忙のところ、御出席いただきありがとうございました。